

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社オリエンタルランド	コード	4661
提出日	2026/5/28	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	・社外役員の記載事項の一部に変更が生じるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	花田 力	社外取締役	○										△	△	△				有
2	茂木 友三郎	社外取締役	○											△					有
3	田尻 邦夫	社外取締役	○														○		有
4	菊池 節	社外取締役	○											○	○				有
5	渡邊 光一郎	社外取締役	○											△					有
6	甲斐中 辰夫	社外監査役	○											○					有
7	三枝 紀生	社外監査役	○										△	△	△				有
8	眞下 幸人	社外監査役	○										△	△	△				有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	(※4)	選任の理由（※5）
1	社外取締役の花田力氏は、当社の主要株主で取引先である京成電鉄株式会社の代表取締役会長を2015年6月まで務め、現在は同社名誉相談役ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。なお、当社代表取締役社長(兼)COOの高橋渉氏は、京成電鉄株式会社の社外取締役を務めております。	鉄道事業を中心とする事業会社における経営者として、また、その他の事業会社における社外役員としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。当社の社外取締役として長年経営を適切に監督いただき実績も十分にあり、当社事業に深く精通しております。これらを踏まえ、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上の観点で、経営者として培った豊かな経験を活かし、当社の社外取締役として経営全般に対して大所高所から監督・助言等を的確にいただくことを期待し社外取締役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。
2	社外取締役の茂木友三郎氏は、当社の取引先であるキッコーマン株式会社の取締役名誉会長ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。	グローバルに展開する食品事業会社の経営者や経済団体等における代表者として、また、その他の事業会社における社外役員としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としても、経営の公正性・透明性を高めるために取締役会等で積極的に発言され、経営を適切に監督されております。これらを踏まえ、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上の観点で、経営者として培った豊かな経験を活かし、当社の社外取締役として経営全般に対して多面的な視点から監督・助言等を的確にいただくことを期待し社外取締役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。
3		グローバルに展開する総合商社やアパレル事業会社における経営者として、また、その他の事業会社における社外役員としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としても、経営の公正性・透明性を高めるために取締役会等で積極的に発言され、経営を適切に監督されております。これらを踏まえ、コーポレートガバナンスの強化および企業価値向上の観点で、経営者として培った豊かな経験を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対して多面的な視点から監督・助言等を的確にいただくことを期待し社外取締役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。
4	社外取締役の菊池節氏は、当社の取引先である京葉瓦斯株式会社の代表取締役会長であり、また当社の主要株主で取引先である京成電鉄株式会社の社外取締役ですが、これら各社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。なお、当社代表取締役取締役会議長である加賀見俊夫氏は、京葉瓦斯株式会社の社外監査役を務めております。	ガス事業を中心とするエネルギー関連事業会社等における経営者として、また、その他の事業会社における社外役員としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としても、経営の公正性・透明性を高めるために取締役会等で積極的に発言され、経営を適切に監督されております。これらを踏まえ、コーポレートガバナンスの強化および企業価値向上の観点で、経営者として培った豊かな経験を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対して多面的な視点から監督・助言等を的確にいただくことを期待し社外取締役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。
5	社外取締役の渡邊光一郎氏は、当社の取引先である第一生命保険株式会社の代表取締役会長を2020年6月まで、取締役会長を2023年3月まで務め、現在は特別顧問ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。	生命保険会社の経営者や、業界団体・経済団体・省庁審議会等の代表者・役員として、また、その他の事業会社における社外役員としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としても、経営の公正性・透明性を高めるために取締役会等で積極的に発言され、経営を適切に監督されております。これらを踏まえ、コーポレートガバナンスの強化および企業価値向上の観点で、豊かな経験を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対して多面的な視点から監督・助言等を的確にいただくことを期待し社外取締役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。

独立役員届出書（オリエンタルランド）

6	<p>社外監査役の甲斐中辰夫氏は、当社が顧問契約を締結している複数の法律事務所のひとつに所属しておりますが、同事務所と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。</p>	<p>元最高裁判所判事、弁護士として法令についての高度な識見に基づき客観的な立場から監査を行うことが期待できることに加え、他社において中立的な立場から企業の調査および監査を行う第三者委員会や調査委員会の委員長を歴任するなど、実務経験も豊富であることから、当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけのものと判断したうえで社外監査役として選任しております。さらに、甲斐中氏および同氏の所属する団体に対して、当社が監査役報酬以外に多額の金銭その他の財産をお支払いしている事実はないため、同氏の独立した立場からの監査・監督という役割および機能は十分に確保されており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。</p>
7	<p>社外監査役の三枝紀生氏は、当社の主要株主で取引先である京成電鉄株式会社の代表取締役会長を2021年6月まで務め、現在は同社相談役ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。なお、当社代表取締役社長(兼)COOの高橋渉氏は、京成電鉄株式会社の社外取締役を務めております。</p>	<p>鉄道事業を中心とする事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけのものと期待し社外監査役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。</p>
8	<p>社外監査役の眞下幸人氏は、当社の主要株主で取引先である京成電鉄株式会社の取締役を2015年6月まで務めており、当社の取引先であった新京成電鉄株式会社（2025年4月1日京成電鉄株式会社に吸収合併）の代表取締役社長を2024年6月まで務めましたが、これら各社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。なお、当社代表取締役社長(兼)COOの高橋渉氏は、京成電鉄株式会社の社外取締役を務めております。</p>	<p>鉄道事業を中心とする事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけのものと期待し社外監査役に選任しており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。</p>

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。